

## 8 指導監査課・各県事務所関係

(1) 平成29年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

(単位：件)

県名	対象機関	集団指導(注1)		集团的個別指導(注2)	個別指導(注3)	新規個別指導(注4)	監査(注5)	施設基準等適時調査(注6)
		保険医療機関等を対象	保険医等を対象					
青森	医科	939	77	33	21	7	1	59
	歯科	598	3	46	23	4	0	0
	薬局	688	45	45	24	9	0	0
	訪問看護	6				0	0	0
岩手	医科	944	70	38	17	19	0	53
	歯科	713	20	46	25	7	1	0
	薬局	691	63	47	23	23	2	0
	訪問看護	10				0	0	0
宮城	医科	1,672	118	65	33	47	0	80
	歯科	1,287	35	83	44	29	0	0
	薬局	1,330	181	86	48	58	0	0
	訪問看護	20				0	0	0
秋田	医科	163	82	26	17	9	0	44
	歯科	110	2	32	17	7	0	0
	薬局	100	42	38	21	19	0	0
	訪問看護	5				0	0	0
山形	医科	920	76	32	27	11	0	49
	歯科	591	7	33	21	16	0	0
	薬局	653	64	46	22	15	0	0
	訪問看護	7				0	0	0
福島	医科	1,362	96	48	32	23	0	73
	歯科	1,073	156	66	36	25	1	0
	薬局	999	113	66	36	20	0	0
	訪問看護	4				0	0	0
合計	医科	6,000	519	242	147	116	1	358
	歯科	4,372	223	306	166	88	2	0
	薬局	4,461	508	328	174	144	2	0
	訪問看護	52				0	0	0

【行政措置を受けた保険医療機関等数、保険医等数】

(単位：件)

県名	対象機関	保険医療機関等数			保険医等数		
		取消(相当を含む)	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
岩手	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
宮城	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	1	0	0	1	0	2
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
秋田	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	2	0
	訪問看護	0	0	0			
山形	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	1	0
	訪問看護	0	0	0			
福島	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
合計	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	1	0	0	1	0	2
	薬局	0	0	0	0	3	0
	訪問看護	0	0	0			

【柔道整復師の指導・監査実施状況】 (単位：件)

県名	個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数(日)	柔道整復師数	実施回数(日)
青森	1	1	0	0
岩手	1	1	1	4
宮城	1	1	0	0
秋田	1	1	0	0
山形	3	2	0	0
福島	0	0	0	0
合計	7	6	1	4

【保険医療機関等指定状況】 (単位：件)

平成29年4月1日～平成30年3月31日

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	26	11	46	204	140	117
岩手	28	15	35	204	149	119
宮城	80	39	64	361	296	207
秋田	19	10	20	166	130	103
山形	23	12	23	202	117	99
福島	32	19	41	290	207	172
合計	208	106	229	1,427	1,039	817

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】 (単位：件)

平成30年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
青森	医科	797	3,411
	歯科	568	941
	薬局	599	2,290
	訪問看護	136	
岩手	医科	788	3,543
	歯科	619	1,297
	薬局	582	2,311
	訪問看護	110	
宮城	医科	1,533	6,944
	歯科	1,096	2,338
	薬局	1,123	6,045
	訪問看護	151	
秋田	医科	693	2,903
	歯科	475	816
	薬局	527	2,337
	訪問看護	72	
山形	医科	805	2,972
	歯科	505	811
	薬局	567	1,780
	訪問看護	70	
福島	医科	1,283	4,978
	歯科	931	1,615
	薬局	869	3,670
	訪問看護	138	
合計	医科	5,899	24,751
	歯科	4,194	7,818
	薬局	4,267	18,433
	訪問看護	677	

【柔道整復師情報】 (単位：件)

平成30年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師	
		協定(注7)	契約(注8)
青森	359	278	143
岩手	314	193	286
宮城	824	604	715
秋田	277	233	102
山形	337	287	153
福島	607	256	610
合計	2,718	1,851	2,009

## (2) 関係用語集

用語	内 容
注1 集団指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、一定の場所に集めて講習等の方式により行う指導。
注2 集团的個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により個別に簡便な面接懇談方式により行う指導。
注3 個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注4 新規個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、新規指定より概ね6ヶ月経過した保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注5 監査	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼とし、保険医療機関等に対し一定の場所、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う監査。
注6 施設基準等適時調査	診療報酬項目の算定要件となっている人員配置や設備等の基準である基本診療料等の施設基準等の届出があった保険医療機関等を対象とし、原則として年1回、受理後6ヶ月以内を目途に保険医療機関等において行う調査。
注7 協定	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と社団法人都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき登録された社団法人都道府県柔道整復師会の会員の柔道整復師。
注8 契約	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と結んだ契約に基づき承諾された社団法人都道府県柔道整復師会の会員以外の柔道整復師。